

社会福祉法人更生慈仁会  
役員及び評議員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人更生慈仁会の役員、評議員及び本部職員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等に対しては、次のとおり報酬を支給する。

- |     |            |                |            |
|-----|------------|----------------|------------|
| (1) | 理事         | 会議の出席（費用弁償も含め） | 1回 15,000円 |
|     | 理事（法人職員兼務） | 会議の出席          | 1回 10,000円 |
| (2) | 監事         | 会議の出席（費用弁償も含め） | 1回 15,000円 |
|     |            | 監査（費用弁償も含め）    | 30,000円    |
| (3) | 評議員        | 会議の出席（費用弁償も含め） | 1回 15,000円 |
| (4) | 本部長        | 月額             | 30,000円    |
| (5) | 本部主事       | 月額             | 15,000円    |

(報酬の額の決定)

第3条 当法人の全理事の報酬総額は、年間 360,000円以内とする。

2 当法人の全監事の報酬総額は、年間 180,000円以内とする。

3 当法人の評議員の報酬は、定款第8条に規定する1人あたり 30,000円を超えない範囲内とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会の出席回数により支給する。報酬の計算期間は1月1日から12月31日までとし、12月中に本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。

2 本部長、本部主事に対する報酬は、一般職員給与の支給方法に従うものとする。

(費用)

第5条 役員等が法人の用務のため出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 費用弁償の支給日は支払事由の発生した日から1カ月以内に現金もしくは振込にて支払う。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月15日より施行する。

2 平成23年4月1日より施行の「社会福祉法人更生慈仁会 役員及び本部職員の報酬に関する規則」は廃止する。